

春日部市情報公開・個人情報保護審議会の概要について

1 設置の趣旨（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第1条）

- ①「春日部市情報公開条例」に基づく情報公開制度
- ②「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行条例」、「春日部市議会の個人情報の保護に関する条例」に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、設置されたものです。

2 所掌事務（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条）

- ①春日部市情報公開条例により諮問された事項
 - ②個人情報の保護に関する法律施行条例により諮問された事項
 - ③春日部市議会の個人情報の保護に関する条例により諮問された事項
 - ④特定個人情報保護評価に関する規則により諮問された事項
- についての調査審議のほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができます。

3 委員の構成（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条）

委員7人以内をもって組織し、「知識及び経験を有する者」、「市内各種団体を代表する者」、「公募に応じた市民」により構成されています。

4 委員の任期（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条）

皆様の任期は、令和8年2月1日から令和10年1月31日までの2年となります。補欠委員を選任した場合の任期は、前任者の残任期間となります。委員は、再任されることができます。

5 会長及び副会長（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第4条）

審議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選任されます。会長は、審議会を代表し、全体をとりまとめるとともに、会議の議長となります。副会長は、会長を補佐し、必要がある時は、会長の職務を代理することになります。

6 会議（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条）

会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、開くことができません。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

7 意見聴取等（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条）

審議会は、審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことや、必要な資料の提出を求めることができます。

8 守秘義務（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第7条）

委員の皆様におかれましては、任期中及び退任された後においても、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

9 審議会の庶務（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第8条）

審議会の庶務は、総務部市政情報課が事務局として担当します。